

■ 4条1項11号

不服 2023-008396

<本願商標>

「C o n n e c T . o n e」(標準文字)

第9類「携帯電話機，スマートフォン，電子計算機用プログラム，コンピュータプログラム（記憶されたもの），コンピュータ，クラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェア，建築設計・施工・管理用電子計算機用プログラム，土木構造物の設計に用いる電子計算機用プログラム，電子出版物，記録済みデータ記録媒体」

第42類「建設工事の設計，建設工事の設計に関するコンサルティング，建築物の設計，建築物の設計に関するコンサルティング，土木に係る設計，土木に係る設計に関する指導・助言及び情報の提供，コンピュータの設計及び開発，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，ウェブサイトの作成又は保守，コンピュータによる情報処理，クラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェアの設計・作成及び保守，建築設計・施工・管理用電子計算機用プログラムの設計・作成及び保守，土木構造物の設計に用いる電子計算機用プログラムの設計・作成及び保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，建築又は都市計画に関する研究，土木に関する試験又は研究，電子計算機用プログラムに関する試験又は研究，電子計算機用プログラムの提供，コンピュータプログラムの提供，コンピュータプログラムの提供に関するコンサルティング，クラウドコンピューティング用のコンピュータソフトウェアの提供，建築設計・施工・管理用電子計算機用プログラムの提供，土木構造物の設計に用いる電子計算機用プログラムの提供，サーバーの記憶領域の貸与」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「コネクトワン」(標準文字)

第9類「電子計算機用プログラム，耳栓，加工ガラス（建築用のものを除く。），アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，

ビリングマシン、郵便切手のはり付けチェック装置、自動販売機、ガソリンステーション用装置、駐車場用硬貨作動式ゲート、・・・他」

第42類「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号の該当性について

ア 本願商標と引用商標との類否について

(ア) 本願商標について

本願商標は、・・・、「C o n n e c T . o n e」の文字及び記号を標準文字で表してなるものであり、「・・・をつなぐ、接続する」の意味を有する「c o n n e c t」の語頭と語尾の文字を大文字にした「C o n n e c T」の文字及び「1つ、1個」の意味を有する「o n e」の文字とを、「.」（ドット又はピリオド）の記号を介して一連に結合してなるものである。

そして、本願商標は、その構成文字全体としては、辞書に掲載はなく、直ちに特定の意味合いを理解させるとはいい難いものであるから、一種の造語として認識されるというのが相当である。

ところで、「.」の記号は、欧文の文末にピリオドとして使用されるときは、「.」の記号自体は発音されず、また、「M s .」、「M r .」、「J r .」といった省略形の表記中に使用される時も、それぞれ「ミズ」、「ミスター」、「ジュニア」のように発音され、「.」の記号自体は発音されないように、「.」の記号は、通常は「ピリオド」又は「ドット」と発音されることはない。

他方で、「. c o m」や「. j p」などのように、インターネットのドメイン名として使用され、かつ、認識されているものについては、「ドットコム」や「ドットジェイピー」のように、「.」の記号は「ドット」と発音されるものである。

しかしながら、「. o n e」の文字及び記号がインターネットのドメイン名として認識されているといった事情は見いだせない。

そうすると、「Connect. one」の文字及び記号からなり、一種の造語と認識される本願商標は、その構成中「.」の記号は特段発音されず、全体として「コネクトワン」の称呼を生じるとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、その構成文字に相応して「コネクトワン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(イ) 引用商標について

引用商標は、・・・、「コネクトワン」の文字を標準文字にて表してなるところ、当該文字は辞書に掲載のない語であり、特定の意味を想起させる語として知られているものとも認められないことからすれば、商標全体としては、特定の意味合いを理解させない、一種の造語として認識されるというのが相当である。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して「コネクトワン」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(ウ) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記・・・のと通りの構成からなるところ、外観においては、両商標は、欧文字及び記号と、片仮名の差異があるとしても、いずれも特別な書体で表されたものではなく、標準文字にて表されていることに加え、我が国においては商標の構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記することが一般的に行われていることからすると、両者における文字種の相違が、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとははいえないものである。

次に、称呼においては、本願商標及び引用商標から「コネクトワン」の称呼を生じることから、両商標は、「コネクトワン」の称呼を共通にするものである。

そして、観念においては、両商標は、いずれも特定の観念を生じないから、観念において比較することができないものである。

以上からすると、本願商標と引用商標は、外観において相違し、観念において比較することができないとしても、「コネクトワン」の称呼を共通にするものであり、また、外観上の相違が強い印象を与えるものではないことからすると、外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察す

れば、両者は、商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれのある類似の商標と
いうのが相当である。

イ 本願商標の指定商品及び指定役務と引用商標の指定商品及び指定役務の類否について
(中略)

※両商標の指定商品及び指定役務は類似する

ウ 小括

以上によれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、かつ、その指定商品及
び指定役務は、引用商標の指定商品及び指定役務と同一又は類似する商品及び役務である
から、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張の主張について

請求人は、本願商標について、「C o n n e c T」と「o n e」との間に「.」が挟ま
れている場合に、それがドメイン名の一部と解釈することは自然であり、「.」を「ドッ
ト」と称呼することも自然であるから、本願商標からは、「コネクトドットワン」の称
呼が生じる旨主張する。

しかしながら、上記(1)ア(ア)のとおり、「.」の記号は通常は発音されず、ま
た、「. o n e」の文字がインターネットのドメイン名として認識されているといった
事情は見いだせないことからすると、本願商標からは「コネクトワン」の称呼が生じる
とみるのが相当である。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるか
ら、これを登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**C o n n e c t . o n e**」と引用商標「**コネクトワン**」は、外観において相違し、観念において比較することができないとしても、「コネクトワン」の称呼を共通にするものであり、また、外観上の相違が強い印象を与えるものではないことからすると、外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。（※筆者注：「外観において相違し、」の文言は、おそらく特許庁が他の審決文のコピペを消し忘れて残った誤記と思われる。）

本事件の主な争点は、本願商標の構成中に含まれる「.」の取扱いといえるでしょう。請求人は、「.」は「ドット」であるとした上で、本願商標「**C o n n e c t . o n e**」からは、「コネクトドットワン」の称呼が生じる旨を主張しました。しかし、審決では、「.」がピリオド等として使われる場合にはこの記号自体は発音されないとして、本願商標からは「コネクトワン」の称呼が生じると認定された次第です。

本願の指定商品及び指定役務が、IT分野との関連性の強い第9類や第42類の区分に含まれるものであることを考慮すると、「.」が「ドット」と読まれる余地も十分にあるのではないかと個人的には感じましたが、皆様のお考えはいかがでしょうか。

なお、以前にご紹介した「**. c m o b i l e**」と「**C m o b i l e**」等が非類似と判断された審決（**不服 2023-020137**）では、「**. c m o b i l e**」からは「ドットシイモバイル」の称呼が生じるとされています（区分は第9類及び第38類）。なぜ、本事件においてはこれと異なる判断がなされているのか気になるところですが、やはり語頭に「.」がある方が、より「ドット」と読まれやすいということでしょうか。

なお、審査段階では、引用商標はもう一つ挙げられていましたが（※参考商標1）、意見書で本願商標とは非類似である旨を主張して、これが認められたようです。

（※参考商標1：登録第6276350号）



また、請求人は、本願商標「C o n n e c T . o n e」のロゴマークについても出願していましたが（**商願 2022-82533 号**）（※参考商標 2）、本事件と同様に引用商標「コネクトワ
ン」との類似性が審判まで争われ、請求棄却となっています（**不服 2023-008403**）。

（※参考商標 2 : 商願 2022-82533 号）



このロゴマークとの類似性については、少々厳しく判断されたように筆者は感じます。

（弁理士 永露 祥生）
< 2 0 2 4 年 1 0 月 4 日 >